

県議選は4月12日、市議選は4月26日

投票時間は午前7時～午後8時です。選挙はわたしたちの代表を選ぶ貴重な機会です。積極的に投票しましょう。

成田市で投票できる人

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている人です。

千葉県議会議員選挙

○平成7年4月13日までに生まれた人

○平成27年1月2日に、成田市に住民記録がある人(転入の場合は、同日までに転入の届け出が済んでいる人)で、投票日まで

千葉県内の市区町村に住んでいる人(県内に転出した人は、転出先の市区町村長が発行する「引き続き県内に住んでいること」の証明書)の提示が必要です。県外に転出した人は投票できません)

成田市議会議員選挙

○平成7年4月27日までに生まれた人

○平成27年1月18日に成田市に住民記録がある人(転入の場合は、同日までに転入の届け出が済んでいる人)で、引き続き投票日まで市内に住んでいる人(市外へ転出した人は投票できません)

投票日に用事のある人は期日前投票を

期日前投票できる人

投票日に、仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない人

期日前投票所

○市役所4階期日前投票所

○保健福祉館下総分館(下総支所) 1階期日前投票所

○大栄支所1階期日前投票所

○イオンモール成田専門店街2階

イオンホール

期日前投票期間

○千葉県議会議員選挙：4月4日(土)～11日(土)の毎日

○成田市議会議員選挙：4月20日(月)～25日(土)の毎日

期日前投票時間

○午前8時(イオンモール成田は午前10時から)

○午後8時(イオンモール成田は午前10時から)

病院などに入院中の人は不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)中の人は、指定施設内で不在者投票ができます。また、市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会での不在者投票ができます。

体に障がいのある人は郵便などによる投票を

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が一定の要件に当てはまる人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人は、「郵便等投票証明書」の交付を受けて郵便などによる不在者投票ができます。

身体障害者手帳を持っている人

○両下肢・体幹・移動機能の障がい

○心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい

○1級または2級の障がい

○両下肢などの障がい

立候補者数が定員を超えない場合

千葉県議会議員選挙の成田市選挙区は議員定数2人です。告示日の4月3日(金)午後5時をもって、定数を超える立候補者がいない場合は、無投票になります。

【無投票の場合】

- ホームページなどでお知らせします
- 「入場整理券」は郵送しません
- 「選挙公報」の新聞折り込みはしません

※くわしくは市選挙管理委員会事務局(☎22・1111 内線3152)へ。

